

4-26. 宇宙栄養・食糧委員会に関する規程

第1条 定款第35条第2項に基づき、宇宙栄養・食糧委員会に関する事項は本規程に定める。

（目的）

第2条 本委員会は理事会のもと、宇宙食や宇宙環境での健康に関連した学問（宇宙栄養学、宇宙農学、宇宙医学、宇宙生物学、特殊環境栄養学など）に関する知識を得ることにより、宇宙環境や災害時などの特殊な環境における健康科学や食事の研究の推進に資する意思があり、人類の安全・安心な生存圏の拡大に資する人材の育成を目指す。具体的な方策としては、本委員会に設置する宇宙食・健康認定士認定分科会が管轄する宇宙食・健康認定士制度に関して、関係大学・研究機関の協力を得て、宇宙食・健康認定士や宇宙食・健康指導士の称号の取得希望者に対する宇宙食や宇宙環境での健康に関する知識を教授する。

（任務）

第3条 委員会の任務を次の通り定める。

- （1）宇宙食や宇宙環境での健康に関連した学問（宇宙栄養学、宇宙農学、宇宙医学、宇宙生物学、特殊環境栄養学など）に関する現状・動向を調査・研究する。
- （2）宇宙食や宇宙環境での健康に関連した学問（宇宙栄養学、宇宙農学、宇宙医学、宇宙生物学、特殊環境栄養学など）に関する教育方法につき、逐次検討し、改善を図る。
- （3）宇宙食・健康認定士制度に関する点検・見直しを行い、改善に努める。
- （4）本委員会に宇宙食・健康認定士認定分科会を設け、宇宙食・健康認定士や宇宙食・健康指導士の称号の取得希望者に対し、審査を行い、適格者に対して認定証を交付する。
- （5）その他、理事会或いは委員会が必要と認めた事項を遂行する。

（委員会の構成）

第4条 委員会は、宇宙栄養・食糧委員会担当理事を含む委員で構成される。

2. 委員会には、必要に応じて非会員の外部有識者（外部委員という）を委嘱できる。外部委員の委嘱料、委員会業務による出張の場合の旅費は、要項に定める。外部委員には、宇宙栄養・食糧関連の研究開発に関する企画・提案・研究などに助言いただく。
3. 委員会に委員長、副委員長を置く。委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。
4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその任を遂行する。
5. 委員会に、宇宙食・健康認定士や宇宙食・健康指導士の認定を行う宇宙食・健康認定士認定分科会を設ける。
6. 委員会或いは分科会委員の選出は理事会で行う。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、選出された年の社員総会から2年後の社員総会までとする。但し、再任は妨げない。

2. 委員に欠員が生じた場合には、欠員を補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

（運営）

第6条 委員長は必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長を務める。

2. 委員会の活動状況を、宇宙栄養・食糧委員会担当理事により理事会に報告する。

（規程の変更）

第7条 この規程の変更は理事会の決議による。

附 則 この規程は、令和7年（2025年）7月26日（令和7年度第3回理事会）から施行する。